

令和3年6月1日に制定された「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」について、以下の規定が適用されています。

・ **ケージ等の大きさ**

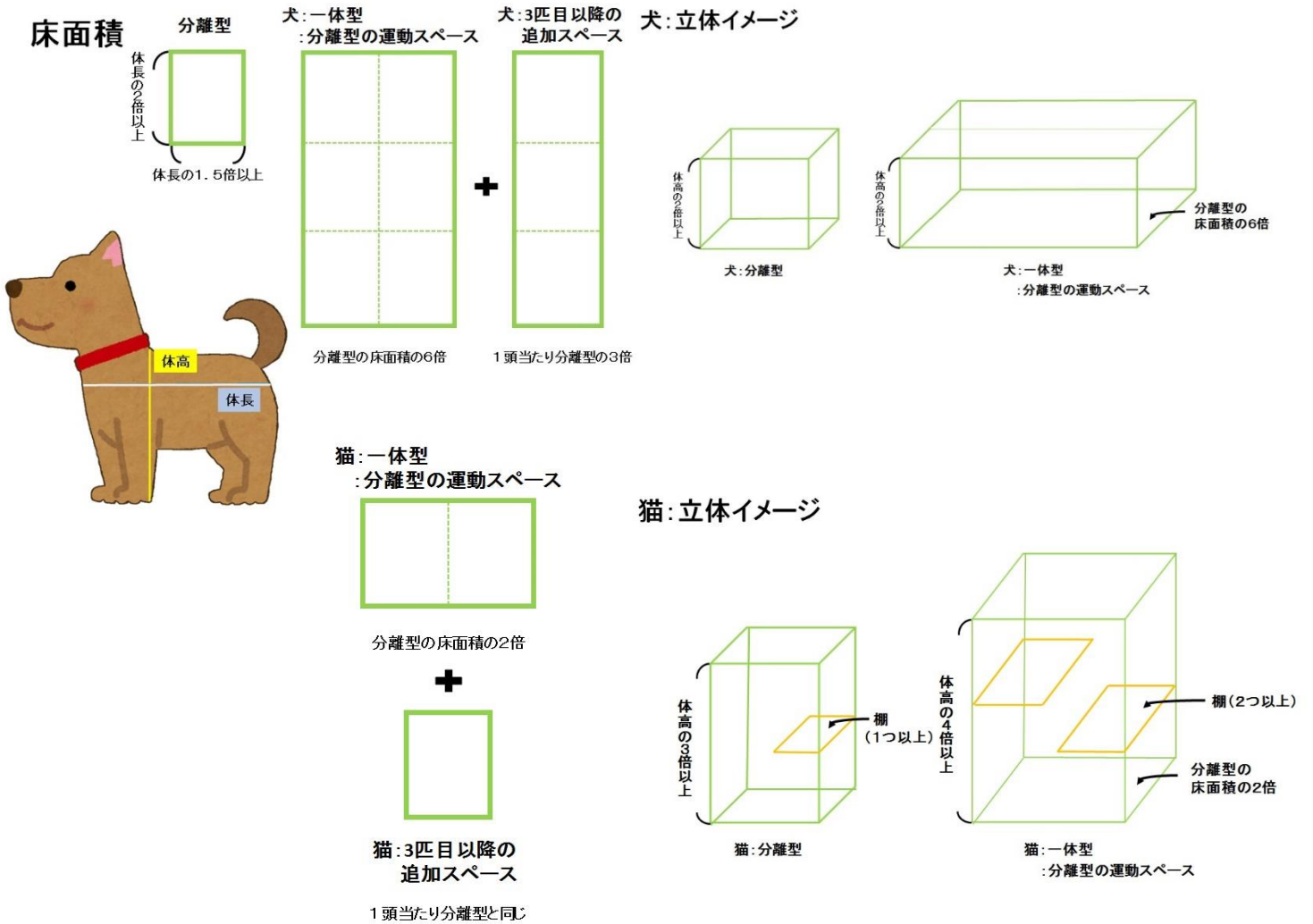
・ **従業者の員数**

(令和3年6月1日までに登録・届出をしている動物取扱業者は1年間の経過措置と段階的な適用)

・ **繁殖の回数、年齢**

**ケージ等の大きさ**

飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項として、犬猫が普段過ごすケージなどについて、体長や体高を基準とした数値規制が規定されています。



※ 長期間の飼養が想定されない保管業等の業態（ペットホテルにおける数日の預かりやペットサロンにおけるトリミングのための短時間の保管等）は運動スペースの確保や3時間以上の運動については、必須ではありません。

## 従業者の員数

動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項について、犬猫の飼養又は保管に従事する常勤職員1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限が規定されています。

(1人当たり犬については20頭(うち繁殖犬は15頭)、猫については30頭(うち繁殖猫は25頭))

令和3年6月1日までに登録・届出をしている事業者は、**段階的に適用し、令和6年6月**から完全施行(第1種動物取扱業)になります。

→**令和5年6月から令和6年5月31日までの間**、従業員1人当たりの飼養又は保管する頭数として**犬25頭(うち繁殖犬20頭)、猫35頭(うち繁殖猫30頭)**の上限が適用されます。

第1種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R4.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R5.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R6.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

※環境省HP「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」p65 から抜粋

## 繁殖の回数、年齢

動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法に関する事項について、令和4年6月1日から犬猫の生涯の出産回数と、交配可能な年齢にかかる規定が適用されています。

- 犬：メスの**生涯出産回数**は**6回**まで、**交配時の年齢**は**6歳**以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 猫：メスの**交配時の年齢**は**6歳**以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

※令和3年6月1日から義務化された「繁殖実施状況記録台帳」に生涯出産回数等の情報を記録し、5年間保存してください。

基準の考え方や基準を満たす状態等を分かりやすく示すための

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」を環境省が策定し発行しています。  
環境省のウェブサイトで公開していますのでご確認ください。

